

銚子市保育料徴収月額表

- ※ 保育料の算定は、父母及び祖父母等（家計の主宰者に限る）の市民税所得割の合計額で算定しています。
（住宅取得控除は該当しません。）
- ※ 同一世帯に保育所、幼稚園に入所（園）している児童が2人以上（兄弟に限る。）いる場合、2人目の保育所入所者に係る保育料は1/2、3人目以降の入所者に係る保育料は無料です。
- ※ 令和元年10月1日から3歳以上児の保育料は無料です。

支給認定保護者又は扶養義務者の階層区分		徴収月額 (円)		
階層区分	定義	保育時間の区分	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護世帯に属する者	標準時間	0	0
		短時間	0	0
B	市町村民税非課税世帯に属する者	標準時間	0	0
		短時間	0	0
C1	市町村民税所得割非課税世帯に属する者	標準時間	11,900	0
		短時間	11,700	0
C2	市町村民税所得割が課税されている者 48,600円未満	標準時間	14,000	0
		短時間	13,800	0
D1	48,600円以上55,000円未満	標準時間	17,000	0
		短時間	16,600	0
D2	55,000円以上65,000円未満	標準時間	20,000	0
		短時間	19,600	0
D3	65,000円以上80,000円未満	標準時間	25,000	0
		短時間	24,400	0
D4	80,000円以上97,000円未満	標準時間	27,000	0
		短時間	26,200	0
D5	97,000円以上115,000円未満	標準時間	33,000	0
		短時間	32,200	0
D6	115,000円以上135,000円未満	標準時間	37,000	0
		短時間	36,200	0
D7	135,000円以上169,000円未満	標準時間	42,200	0
		短時間	41,200	0
D8	169,000円以上225,000円未満	標準時間	44,200	0
		短時間	43,200	0
D9	225,000円以上301,000円未満	標準時間	47,200	0
		短時間	46,200	0
D10	301,000円以上397,000円未満	標準時間	49,000	0
		短時間	48,000	0
D11	397,000円以上	標準時間	52,000	0
		短時間	51,000	0